日本史授業プリント古代５(013)　律令体制（２）

組　　番　　.

[　　月　　日]

身分制度

・1良民…農民(2公民)および貴族・豪族

・3賤民…奴隷　全人口の１割程度　大寺院・有力豪族などが多数所有　１０世紀に廃止

4五色の賤…(官有) 5陵戸・6官戸・7公奴婢(くぬひ)　(私有) 8家人(けにん)・9私奴婢(しぬひ)

・品部(しなべ)・雑戸(ざっこ)…朝廷に隷属する技能者　特殊身分（良と賤の中間）

土地制度

※土地人民は公有が原則　but.家屋と周囲の土地(宅地・園地)は私有

10班田収授法(唐の均田制がモデル)←その台帳として11６年ごとに12戸籍の作成

・13口分田を班給　14６年に１度　15６歳以上の16男女に　17死亡者の分は次の班年に収公

・17良民男子に２段(反)（約2400㎡）　※単位：18１反＝３６０歩、19１０反＝１町

20女子は男子の３分の２、21賤民は良民の３分の１（ただし22官有賤民は良民に同じ）

・23条里制…班田の実施のための土地区画　24１町四方を１区画(坪)　※25長さ１町は約108m

・26売買は禁止　※ただし班給後の剰余地(27乗田(じょうでん))の28賃租(小作)は可能

田の種類と負担

29租…田に課税　１反につき30２束２把(収穫の約31３％)…本来は非常(備蓄)用

・33輸租田…租を収める田　※単位：32１束＝１０把

<例> 口分田、34位田(五位以上)、35職田(官職に応じて)の大半、賜田、功田など

・36不輸租田…租を免除されている田

<例> 37寺田(寺院の所有地)、38神田(神社の所有地)、職田の一部

正誤問題練習　〈センター2017年Ｂ追試験より〉

Ｘ．収穫の約３％を納める租は，運脚によって都へ運ばれた。

Ｙ．おもに西日本から集められた防人が，九州沿岸の防衛にあたった。

農民（公民）の負担　※古代は流通経済が未発達→財産も税負担も人間＝労働が中心

原則：[39]成年男子への人頭税

☆区分　[40]正丁　…[41]21～60歳　負担の基準

[42]老丁（次丁）…61～65歳　[43]正丁の２分の１

[44]少丁（中男）…17～20歳　[45]正丁の４分の１（雑徭・調）又は免除（庸）

A．中央財源

☆毎年、[46]計帳　を作成…ホクロなど身体的特徴も記載

①[47]庸　…[48]歳役（労役）１０日のかわりに　[48]布（麻布）　[49]２丈６尺　※単位：１丈＝１０尺

京・畿内は免除（→[50]中央の労役に有賃・強制労働…雇役）

②[51]調　…絹・糸・綿・布・など、土地の産物を一定量　京・畿内は半免

B．地方財源

☆ ①・②・③を総称して課役という

③[52]雑徭　…国司の下で労役（土木工事など）　年[53]６０日（次丁３０日、少丁１５日）以内

④[54]出挙　…春に稲を貸し付け、秋に利息とともに徴収　「[55]公出挙」とも

最初は救済制度→税に変化　利息は[56]５割（のち３割）　※[57]私出挙…利息１０割も

C．その他の負担

⑤[58]運脚　…庸・調を都まで運搬、経費は自己負担

⑥[59]兵士…[60]正丁３～４人に１人→諸国の[61]軍団で教練（輪番制）　武器・食糧など自己負担　庸・雑徭は免除

→一部は　[62]衛士　…京内・宮城の警護（左右衛士府）　１年　[64]西国から

[65]防人　…北九州沿岸の警護（大宰府の防人司）　３年　[66]東国から

⑦[67]義倉（ぎそう）…凶作に備えて粟を収める

⑧[68]仕丁（しちょう）…都での雑役に使役　５０戸に正丁２人

＜考察＞戸籍問題

豊前国仲津郡丁里（よほろ）戸籍

戸主秦部長日（はたべのながひ）	年六十三歳
妻家部須加代売（すかよ）	年六十二歳
男秦部麻呂	年三十八歳
女秦部鳥売	年三十二歳
孫秦部牛麻呂	年十四歳
孫女秦部鳥売	年七歳
孫女秦部阿由提（あゆて）売	年六歳
弟秦部小日（おひ）	年六十一歳
妻古溝勝（こみぞのすぐり）伊志売	年四十歳
男秦部鳥麻呂	年十八歳
男秦部根麻呂	年十六歳
男秦部龍	年十一歳
男秦部羊	年八歳
男秦部犬麻呂	年六歳
男秦部刀良（とら）	年二歳
女秦部羊売	年二十歳
外孫田部勝等許太利（たべのすぐりとこたり）	年一歳

（1）この戸に支給される口分田の合計面積を答えよ。なお、１反＝３６０歩、１０反＝１町である。2町6反

（2）この戸が納めるべき租稲は合計何束何把か答えよ。なお、１束＝１０把である。57束2把

（3）この戸が納めるべき庸布は合計何丈何尺か答えよ。なお、１丈＝１０尺である。5丈2反

（4）この戸が納めるべき雑徭はのべ何日か答えよ。135日

日本史授業プリント古代５(013)　律令体制（２）

３年　　組　　番　　.

［　　月　　日］

身分制度

・1＿＿＿＿…農民(2公民)および貴族・豪族

・3賤民…奴隷　全人口の１割程度　大寺院・有力豪族などが多数所有　１０世紀に廃止

4＿＿＿＿＿＿…官有：5陵戸・6官戸・7公奴婢(くぬひ)　私有：8家人(けにん)・9私奴婢(しぬひ)

・品部(しなべ)・雑戸(ざっこ)…朝廷に隷属する技能者　特殊身分（良と賤の中間）

土地制度

※土地人民は公有が原則　but.家屋と周囲の土地(宅地・園地)は私有

10班田収授法(唐の均田制がモデル)←その台帳として11＿＿＿ごとに12＿＿＿＿の作成

・13＿＿＿＿を班給　14６年に１度　15６歳以上の16＿＿＿＿に　17死亡者の分は次の班年に収公

・17良民男子に２段(反)（約2400㎡）　※単位：18１反＝３６０歩、19１０反＝１町

20女子は男子の３分の２、21賤民は良民の３分の１（ただし22官有賤民は良民に同じ）

・23＿＿＿＿…班田の実施のための土地区画　24１町四方を１区画(坪)　※25長さ１町は約108m

・26売買は禁止　※ただし班給後の剰余地(27乗田(じょうでん))の28賃租(小作)は可能

田の種類と負担

29＿＿…田に課税　１反につき30＿＿＿＿＿＿(収穫の約31＿＿＿)…本来は非常(備蓄)用

・33＿＿＿＿…租を収める田　※単位：32１束＝１０把

<例> 口分田、34位田(五位以上)、35職田(官職に応じて)の大半、賜田、功田など

・36不輸租田…租を免除されている田

<例> 37寺田(寺院の所有地)、38神田(神社の所有地)、職田の一部

正誤問題練習　〈センター2017年Ｂ追試験より〉

Ｘ．収穫の約３％を納める租は，運脚によって都へ運ばれた。

Ｙ．おもに西日本から集められた防人が，九州沿岸の防衛にあたった。

農民（公民）の負担　※古代は流通経済が未発達→財産も税負担も人間＝労働が中心

原則：39＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

☆区分　40＿＿＿＿＿…41 21～60歳　負担の基準

42老丁（次丁）…61～65歳　43正丁の２分の１

44少丁（中男）…17～20歳　45正丁の４分の１（雑徭・調）又は免除（庸）

A．中央財源

☆毎年、46＿＿＿＿＿を作成…ホクロなど身体的特徴も記載

①47＿＿＿…48歳役（労役）１０日のかわりに　48布（麻布）　49＿＿＿＿＿＿　※単位：１丈＝１０尺

京・畿内は免除（→50中央の労役に有賃・強制労働…雇役）

②51＿＿＿…絹・糸・綿・布・など、土地の産物を一定量　京・畿内は半免

B．地方財源

☆ ①・②・③を総称して課役という

③52＿＿＿＿＿…国司の下で労役（土木工事など）　年53６０日（次丁３０日、少丁１５日）以内

④54＿＿＿＿＿…春に稲を貸し付け、秋に利息とともに徴収　「55公出挙」とも

最初は救済制度→税に変化　利息は56５割（のち３割）　※57私出挙…利息１０割も

C．その他の負担

⑤58＿＿＿＿＿…庸・調を都まで運搬、経費は自己負担

⑥59兵士…60正丁３～４人に１人→諸国の61軍団で教練（輪番制）　武器・食糧など自己負担　庸・雑徭は免除

→一部は　62＿＿＿＿＿…京内・宮城の警護（左右衛士府）　１年　64西国から

65＿＿＿＿＿…北九州沿岸の警護（大宰府の防人司）　３年　66東国から

⑦67義倉（ぎそう）…凶作に備えて粟（あわ）を収める

⑧68仕丁（しちょう）…都での雑役に使役　５０戸に正丁２人

＜考察＞戸籍問題

豊前国仲津郡丁里（よぼろ）戸籍

戸主秦部長日（はたべのながひ）　年六十三歳
妻家部須加代売（すかよ）　年六十二歳
男秦部麻呂　年三十八歳
女秦部鳥売　年三十二歳
孫秦部牛麻呂　年十四歳
孫女秦部鳥売　年七歳
孫女秦部阿由提（あゆて）売　年六歳
弟秦部小日（おひ）　年六十一歳
妻古溝勝伊志売（こみぞのすぐり）　年四十歳
男秦部鳥麻呂　年十八歳
男秦部根麻呂　年十六歳
男秦部龍　年十一歳
男秦部羊　年八歳
男秦部犬麻呂　年六歳
男秦部刀良（とら）　年二歳
女秦部羊売　年二十歳
外孫田部勝等許太利（たべのすぐりとこたり）　年一歳

（1）この戸に支給される口分田の合計面積を答えよ。なお、１反＝３６０歩、１０反＝１町である。

（2）この戸が納めるべき租稲は合計何束何把か答えよ。なお、１束＝１０把である。

（3）この戸が納めるべき庸布は合計何丈何尺か答えよ。なお、１丈＝１０尺である。

（4）この戸が納めるべき雑徭はのべ何日か答えよ。